

# 料金表（東京エリア）

[高圧および特別高圧]

令和5年4月1日実施

オリックス株式会社

この料金表（以下「この料金表」といいます。）は、当社の電気需給約款[高圧及び特別高圧]（平成 30 年 11 月 1 日実施、以下「需給約款」といいます。）と一体になり、需給約款を補完するものです。この料金表で使用される各用語は、需給約款において定義された用語と同一の意義を有するものとします。

## I. 総則

### 1 適用

この料金表は、東京電力パワーグリッド株式会社（以下「一般送配電事業者」といいます。）の供給区域である次の地域のお客さまに適用いたします。

栃木県、群馬県、茨城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、静岡県（富士川以東）

### 2 定義

次の言葉は、この料金表においてそれぞれ次の意味で使用いたします。

#### (1) 夏季

毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間をいいます。

#### (2) その他季

毎年 10 月 1 日から翌年の 6 月 30 日までの期間をいいます。

#### (3) ピーク時間

夏季の毎日午後 1 時から午後 4 時までの時間をいいます。ただし、休日等の該当する時間を除きます。

#### (4) 昼間時間

毎日午前 8 時から午後 10 時までの時間をいいます。ただし、ピーク時間および休日等の該当する時間を除きます。

#### (5) 夜間時間

ピーク時間および昼間時間以外の時間をいいます。

#### (6) 休日等

次の日をいいます。

日曜日 「国民の祝日に関する法律」に規定する休日 1 月 2 日 1 月 3 日 4 月 30 日 5 月 1 日 5 月 2 日 12 月 30 日 12 月 31 日

#### (7) 休日扱い日

土曜日および休日等をいいます。

#### (8) 平日

休日扱い日以外の日をいいます。

### 3 周波数

周波数は、標準周波数 50 ヘルツといたします。

### 4 燃料費調整

電力量料金については、燃料費調整額を差し引きまたは加える燃料費調整を実施するものとします。燃料費調整額は、その 1 月の使用電力量に燃料費調整単価を適用して算定するものとし、燃料費調整単価は、別表 1 記載の方法によるものとします。

## II. 業務用高圧電力

（業務用電力、業務用季節別時間帯別電力、業務用休日高負荷電力）

### 1 料金

基本料金および電力量料金は、契約種別に応じ、次のとおりといたします。

#### (1) 業務用電力

##### イ 基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合（予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は、半額といたします。

契約電力 1 キロワットにつき	需給契約書の定めのとおりといたします
-----------------	--------------------

##### ロ 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。なお、その 1 月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、その 1 月の使用電力量をその 1 月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

夏季 1キロワット時につき	需給契約書の定めのとおりといたします
その他季 1キロワット時につき	需給契約書の定めのとおりといたします

(2) 業務用季節別時間帯別電力

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合（予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は、半額といたします。

契約電力1キロワットにつき	需給契約書の定めのとおりといたします
---------------	--------------------

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

(イ) ピーク時間

1キロワット時につき	需給契約書の定めのとおりといたします
------------	--------------------

(ロ) 昼間時間

昼間時間のうち、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

夏季 1キロワット時につき	需給契約書の定めのとおりといたします
その他季 1キロワット時につき	需給契約書の定めのとおりといたします

(ハ) 夜間時間

1キロワット時につき	需給契約書の定めのとおりといたします
------------	--------------------

(3) 業務用休日高負荷電力

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合（予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は、半額といたします。

契約電力1キロワットにつき	需給契約書の定めのとおりといたします
---------------	--------------------

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の休日扱い日平日別の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

(イ) 休日扱い日

夏季 1キロワット時につき	需給契約書の定めのとおりといたします
その他季 1キロワット時につき	需給契約書の定めのとおりといたします

(ロ) 平日

夏季 1キロワット時につき	需給契約書の定めのとおりといたします
その他季 1キロワット時につき	需給契約書の定めのとおりといたします

2 その他

イ 業務用季節別時間帯別電力および業務用休日高負荷電力のお客さまは、契約期間満了に先だって、原則として業務用電力に需給契約を変更することはできません。

ロ 業務用季節別時間帯別電力または業務用休日高負荷電力から業務用電力に変更された後1年に満たないお客さまについては、業務用季節別時間帯別電力または業務用休日高負荷電力に需給契約を変更することはできません。

### III. 業務用特別高圧電力

(特別高圧電力 A, 特別高圧季節別時間帯別電力 A)

1 供給電圧

供給電圧は、契約電力に応じて次のとおりとします。ただし、供給電圧については、お客さまに特別の事情がある場合または一般送配電事業者の供給設備の都合でやむをえない場合には、当該標準電圧より上位または下位の電圧で供給することがあります。

契約電力	10,000 キロワット未満	標準電圧	20,000 ボルト
契約電力	10,000 キロワット以上	標準電圧	60,000 ボルト

2 料金

基本料金および電力量料金は、契約種別に応じ、次のとおりといたします。

(1) 特別高圧電力 A

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合（特別高圧予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は、半額といたします。

契約電力1キロワットにつき	需給契約書の定めのとおりといたします
---------------	--------------------

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。なお、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

夏季 1キロワット時につき	需給契約書の定めのとおりといたします
その他季 1キロワット時につき	需給契約書の定めのとおりといたします

(2) 特別高圧季節別時間帯別電力 A

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合（特別高圧予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は、半額といたします。

契約電力1キロワットにつき	需給契約書の定めのとおりといたします
---------------	--------------------

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

(イ) ピーク時間

1キロワット時につき	需給契約書の定めのとおりといたします
------------	--------------------

(ロ) 昼間時間

昼間時間のうち、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

夏季 1キロワット時につき	需給契約書の定めのとおりといたします
その他季 1キロワット時につき	需給契約書の定めのとおりといたします

(ハ) 夜間時間

1キロワット時につき	需給契約書の定めのとおりといたします
------------	--------------------

3 その他

イ 特別高圧季節別時間帯別電力 A のお客さまは、契約期間満了に先だって、原則として特別高圧電力 A に需給契約を変更することはできません。

ロ 特別高圧季節別時間帯別電力 A から特別高圧電力 A に変更された後1年に満たないお客さまについては、特別高圧季節別時間帯別電力 A に需給契約を変更することはできません。

## IV. 産業用高圧電力

(高圧電力、高圧季節別時間帯別電力、高圧休日高負荷電力、高圧電力 A、高圧季節別時間帯別電力 A、高圧休日高負荷電力 A)

1 契約電力が500キロワット以上の場合

(1) 料金

基本料金および電力量料金は、契約種別に応じ、次のとおりといたします。

イ 高圧電力

(イ) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合（予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は、半額といたします。

契約電力1キロワットにつき	需給契約書の定めのとおりといたします
---------------	--------------------

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。なお、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

夏季 1キロワット時につき	需給契約書の定めのとおりといたします
その他季 1キロワット時につき	需給契約書の定めのとおりといたします

ロ 高圧季節別時間帯別電力

(イ) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合（予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は、半額といたします。

	契約電力1キロワットにつき	需給契約書の定めのとおりといたします
(ロ)	電力量料金	
	電力量料金は、その1月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。	
a	ピーク時間	
	1キロワット時につき	需給契約書の定めのとおりといたします
b	昼間時間	
	昼間時間のうち、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。	
	夏季 1キロワット時につき	需給契約書の定めのとおりといたします
	その他季 1キロワット時につき	需給契約書の定めのとおりといたします
c	夜間時間	
	1キロワット時につき	需給契約書の定めのとおりといたします
ハ	高圧休日高負荷電力	
(イ)	基本料金	
	基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合（予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は、半額といたします。	
	契約電力1キロワットにつき	需給契約書の定めのとおりといたします
(ロ)	電力量料金	
	電力量料金は、その1月の休日扱い日平日別の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。	
a	休日扱い日	
	夏季 1キロワット時につき	需給契約書の定めのとおりといたします
	その他季 1キロワット時につき	需給契約書の定めのとおりといたします
b	平日	
	夏季 1キロワット時につき	需給契約書の定めのとおりといたします
	その他季 1キロワット時につき	需給契約書の定めのとおりといたします

## 2 契約電力が500キロワット未満の場合

(1)	料金	
	基本料金および電力量料金は、契約種別に応じ、次のとおりといたします。	
イ	高圧電力A	
(イ)	基本料金	
	基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合（予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は、半額といたします。	
	契約電力1キロワットにつき	需給契約書の定めのとおりといたします
(ロ)	電力量料金	
	電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。なお、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。	
	夏季料金 1キロワット時につき	需給契約書の定めのとおりといたします
	その他季料金 1キロワット時につき	需給契約書の定めのとおりといたします
ロ	高圧季節別時間帯別電力A	
(イ)	基本料金	
	基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合（予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は、半額といたします。	
	契約電力1キロワットにつき	需給契約書の定めのとおりといたします
(ロ)	電力量料金	
	電力量料金は、その1月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。	
a	ピーク時間	
	1キロワット時につき	需給契約書の定めのとおりといたします
b	昼間時間	
	昼間時間のうち、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。	

夏季 1キロワット時につき	需給契約書の定めのとおりといたします
その他季 1キロワット時につき	需給契約書の定めのとおりといたします

c 夜間時間

契約電力1キロワット時につき	需給契約書の定めのとおりといたします
----------------	--------------------

ハ 高圧休日高負荷電力 A

(イ) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合（予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は、半額といたします。

契約電力1キロワットにつき	需給契約書の定めのとおりといたします
---------------	--------------------

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の休日扱い日平日別の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

a 休日扱い日

夏季 1キロワット時につき	需給契約書の定めのとおりといたします
その他季 1キロワット時につき	需給契約書の定めのとおりといたします

b 平日

夏季 1キロワット時につき	需給契約書の定めのとおりといたします
その他季 1キロワット時につき	需給契約書の定めのとおりといたします

3 その他

イ 高圧季節別時間帯別電力および高圧休日高負荷電力のお客さまは、契約期間満了に先だって、原則として高圧電力に需給契約を変更することはできません。また、高圧季節別時間帯別電力 A および高圧休日高負荷電力 Aのお客さまは、契約期間満了に先だって、原則として高圧電力 A に需給契約を変更することはできません。

ロ 高圧季節別時間帯別電力および高圧休日高負荷電力から高圧電力に変更された後1年に満たないお客さまについては、高圧季節別時間帯別電力および高圧休日高負荷電力に需給契約を変更することはできません。また、高圧季節別時間帯別電力 A および高圧休日高負荷電力 A から高圧電力 A に変更された後1年に満たないお客さまについては、高圧季節別時間帯別電力 A および高圧休日高負荷電力 A に需給契約を変更することはできません。

## V. 産業用特別高圧電力

（特別高圧電力 B、特別高圧季節別時間帯別電力 B）

1 供給電圧

供給電圧は、契約電力に応じて次のとおりとします。ただし、供給電圧については、お客さまに特別の事情がある場合または一般送配電事業者の供給設備の都合でやむをえない場合には、当該標準電圧より上位または下位の電圧で供給することがあります。

契約電力	10,000 キロワット未満	標準電圧	20,000 ボルト
契約電力	10,000 キロワット以上 50,000 キロワット未満	標準電圧	60,000 ボルト
契約電力	50,000 キロワット以上	標準電圧	140,000 ボルト

2 料金

基本料金および電力量料金は、契約種別に応じ、次のとおりといたします。

(1) 特別高圧電力 B

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合（特別高圧予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は、半額といたします。

契約電力1キロワットにつき	需給契約書の定めのとおりといたします
---------------	--------------------

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。なお、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、その1月の使用電力量をその1月に含まれる

夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

夏季 1キロワット時につき	需給契約書の定めのとおりといたします
その他季 1キロワット時につき	需給契約書の定めのとおりといたします

(2) 特別高圧季節別時間帯別電力 B

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合（特別高圧予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は、半額といたします。

契約電力1キロワットにつき	需給契約書の定めのとおりといたします
---------------	--------------------

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

(イ) ピーク時間

1キロワット時につき	需給契約書の定めのとおりといたします
------------	--------------------

(ロ) 昼間時間

昼間時間のうち、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

夏季 1キロワット時につき	需給契約書の定めのとおりといたします
その他季 1キロワット時につき	需給契約書の定めのとおりといたします

(ハ) 夜間時間

1キロワット時につき	需給契約書の定めのとおりといたします
------------	--------------------

3 その他

イ 特別高圧季節別時間帯別電力 B のお客さまは、契約期間満了に先だって、原則として特別高圧電力 B に需給契約を変更することはできません。

ロ 特別高圧季節別時間帯別電力 B から特別高圧電力 B に変更された後1年に満たないお客さまについては、特別高圧季節別時間帯別電力 B に需給契約を変更することはできません。

## VI. 臨時電力

(臨時電力)

1 契約電力

契約電力は、業務用高圧電力または産業用高圧電力の場合に準じて定めます。ただし、契約電力が500キロワット未満の場合は、旧一般電気事業者と同様の方法によって算定された値といたします。この料金表の実施時における旧一般電気事業者の契約電力の算定方法は別表5の通りであり、旧一般電気事業者が契約電力の算定方法を変更した場合には、変更後の算定方法によるものとします。

2 料金

(1) 基本料金

基本料金は、1月につきそのお客さまの常時供給分の該当料金の20パーセントを割増したものを適用いたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、そのお客さまの常時供給分の該当料金の半額に20パーセントを割増したものを適用いたします。

(2) 電力量料金

電力量料金は、そのお客さまの常時供給分の該当料金の20パーセントを割増したものを適用いたします。

## VII. 特別高圧臨時電力

(特別高圧臨時電力)

1 料金

(1) 基本料金

基本料金は、1月につきそのお客さまの常時供給分の該当料金の20パーセントを割増したものを適用いたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、そのお客さまの常時供給分の該当料金の半額に20パーセントを割増したものを適用いたします。

(2) 電力量料金

電力量料金は、そのお客さまの常時供給分の該当料金の20パーセントを割増したものを適用いたします。

## VIII. 農事用電力

(農事用電力)

### 1 契約電力

契約電力は、高圧電力の場合に準じて定めます。ただし、契約電力が 500 キロワット未満の場合は、旧一般電気事業者と同様の方法によって算定された値といたします。この料金表実施の時に旧一般電気事業者の算定方法は別表 5 の通りであり、旧一般電気事業者が契約電力の算定方法を変更した場合には、変更後の算定方法によるものとします。

### 2 料金

#### (1) 基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。なお、1 回の契約使用期間においてまったく電気を使用しない月の基本料金は、半額といたします。また、1 年の基本料金の合計は、電気を使用する場合の基本料金の 2 月分（その 1 年の契約電力の最大値によって算定いたします。）を下回らないものといたします。

契約電力 1 キロワットにつき	需給契約書の定めのとおりといたします
-----------------	--------------------

#### (2) 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。なお、その 1 月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、その 1 月の使用電力量をその 1 月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

夏季 1 キロワット時につき	需給契約書の定めのとおりといたします
その他季 1 キロワット時につき	需給契約書の定めのとおりといたします

## IX. 特別高圧農事用電力

(特別高圧農事用電力)

### 1 料金

#### (1) 基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。なお、1 回の契約使用期間においてまったく電気を使用しない月の基本料金は、半額といたします。また、1 年の基本料金の合計は、電気を使用する場合の基本料金の 2 月分（その 1 年の契約電力の最大値によって算定いたします。）を下回らないものといたします。

契約電力 1 キロワットにつき	需給契約書の定めのとおりといたします
-----------------	--------------------

#### (2) 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。なお、その 1 月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、その 1 月の使用電力量をその 1 月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

夏季 1 キロワット時につき	需給契約書の定めのとおりといたします
その他季 1 キロワット時につき	需給契約書の定めのとおりといたします

## X. 自家発補給電力

(自家発補給電力 A, 自家発補給電力 B)

### 1 業務用自家発補給電力

(自家発補給電力 A)

#### (1) 料金

##### イ 基本料金

基本料金は、需給契約書に定める料金を適用いたします。また、その 1 月に前月から継続して電気の供給を受けた期間がある場合で、その期間が前月の電気の供給を受けなかった期間を上回らないときは、その期間における電気の供給は、前月における電気の供給とみなします。

##### ロ 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって次のとおり算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。なお、その 1 月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、その 1 月の使用電力量をその 1 月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたしま



す。

a 定期検査または定期補修による場合

夏季 1キロワット時につき	需給契約書の定めのとおりといたします
その他季 1キロワット時につき	需給契約書の定めのとおりといたします

b a 以外の場合

夏季 1キロワット時につき	需給契約書の定めのとおりといたします
その他季 1キロワット時につき	需給契約書の定めのとおりといたします

## 2 産業用自家発補給電力

(自家発補給電力 B)

(1) 料金

イ 基本料金

基本料金は、需給契約書に定める料金を適用いたします。また、その1月に前月から継続して電気の供給を受けた期間がある場合で、その期間が前月の電気の供給を受けなかった期間を上回らないときは、その期間における電気の供給は、前月における電気の供給とみなします。

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって次のとおり算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。なお、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

a 定期検査または定期補修による場合

(a) 契約電力が500キロワット以上の場合

夏季 1キロワット時につき	需給契約書の定めのとおりといたします
その他季 1キロワット時につき	需給契約書の定めのとおりといたします

(b) 契約電力が500キロワット未満の場合

夏季 1キロワット時につき	需給契約書の定めのとおりといたします
その他季 1キロワット時につき	需給契約書の定めのとおりといたします

b a 以外の場合

(a) 契約電力が500キロワット以上の場合

夏季 1キロワット時につき	需給契約書の定めのとおりといたします
その他季 1キロワット時につき	需給契約書の定めのとおりといたします

(b) 契約電力が500キロワット未満の場合

夏季 1キロワット時につき	需給契約書の定めのとおりといたします
その他季 1キロワット時につき	需給契約書の定めのとおりといたします

## XI. 特別高圧自家発補給電力

(特別高圧自家発補給電力 A, 特別高圧自家発補給電力 B)

### 1 業務用特別高圧自家発補給電力

(特別高圧自家発補給電力 A)

(1) 料金

イ 基本料金

基本料金は、需給契約書に定める料金を適用いたします。また、その1月に前月から継続して電気の供給を受けた期間がある場合で、その期間が前月の電気の供給を受けなかった期間を上回らないときは、その期間における電気の供給は、前月における電気の供給とみなします。

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって次のとおり算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。なお、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

a 定期検査または定期補修による場合

夏季 1キロワット時につき	需給契約書の定めのとおりといたします
その他季 1キロワット時につき	需給契約書の定めのとおりといたします

b a 以外の場合

夏季 1キロワット時につき	需給契約書の定めのとおりといたします
その他季 1キロワット時につき	需給契約書の定めのとおりといたします

2 産業用特別高圧自家発補給電力

(特別高圧自家発補給電力 B)

(1) 料金

イ 基本料金

基本料金は、需給契約書に定める料金を適用いたします。また、その1月に前月から継続して電気の供給を受けた期間がある場合で、その期間が前月の電気の供給を受けなかった期間を上回らないときは、その期間における電気の供給は、前月における電気の供給とみなします。

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって次のとおり算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。なお、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

a 定期検査または定期補修による場合

夏季 1キロワット時につき	需給契約書の定めのとおりといたします
その他季 1キロワット時につき	需給契約書の定めのとおりといたします

b a 以外の場合

夏季 1キロワット時につき	需給契約書の定めのとおりといたします
その他季 1キロワット時につき	需給契約書の定めのとおりといたします

## XII. 予備電力

(予備電力)

1 料金

(1) 基本料金

基本料金は、電気の使用の有無にかかわらず、需給契約書に定める料金を適用いたします。

(2) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量につき、そのお客さまの常時供給分の該当料金を適用いたします。なお、電力量料金は、常時供給分の電力量料金とあわせて算定いたします。

## XIII. 特別高圧予備電力

(特別高圧予備電力)

1 料金

(1) 基本料金

基本料金は、電気の使用の有無にかかわらず、需給契約書に定める料金を適用いたします。ただし、常時供給分と異なった電圧で供給を受ける場合には、契約電力は、基本料金の算定上、常時供給分の電圧と同位の電圧にするために3パーセントの損失率で修正したものといたします。

(2) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量につき、そのお客さまの常時供給分の該当料金を適用いたします。ただし、常時供給分と異なった電圧で供給を受ける場合には、使用電力量は、電力量料金の算定上、常時供給分の電圧と同位の電圧にするために3パーセントの損失率で修正したものといたします。

なお、電力量料金は、常時供給分の電力量料金とあわせて算定いたします。

## 附則

- 1 この料金表の実施期日  
この料金表は、令和5年4月1日から実施いたします。
- 2 標準周波数についての特別措置  
託送供給等約款附則2（標準周波数についての特別措置）にしたがい、需給約款実施の際現に次の区域内で標準周波数60ヘルツで電気を供給している区域については、当分の間、標準周波数60ヘルツで供給いたします。  
群馬県の一部
- 3 供給電気方式および供給電圧についての特別措置  
託送供給等約款附則（受電電気方式、供給電気方式、受電電圧および供給電圧についての特別措置）にしたがい、供給電気方式および供給電圧については、一般送配電事業者の供給設備の都合でやむをえない場合には、当分の間、交流3相3線式標準電圧3,000ボルト、10,000ボルトまたは30,000ボルトで供給することがあります。この場合、料金その他の供給条件は、3,000ボルトで供給を行うときには高圧で電気の供給を受ける場合に、10,000ボルトまたは30,000ボルトで供給を行うときには特別高圧20,000ボルトで電気の供給を受ける場合に、準ずるものといたします。

別表

1 燃料費調整

(1) 用語の定義

次の言葉は、それぞれ次の意味で使用いたします。

「貿易統計」

関税法にもとづき公表される統計をいいます。

「平均燃料価格算定期間」

貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき平均燃料価格を算定する場合の期間とし、毎年1月1日から3月31日までの期間、2月1日から4月30日までの期間、3月1日から5月31日までの期間、4月1日から6月30日までの期間、5月1日から7月31日までの期間、6月1日から8月31日までの期間、7月1日から9月30日までの期間、8月1日から10月31日までの期間、9月1日から11月30日までの期間、10月1日から12月31日までの期間、11月1日から翌年の1月31日までの期間または12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間といたします。）をいいます。

(2) 燃料費調整額の算定

イ 平均燃料価格

石炭換算値1トン当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.0000$$

$$\beta = 0.0000$$

$$\gamma = 1.0000$$

なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

ロ 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。なお、燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(イ) 1トン当たりの平均燃料価格が24,500円を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価（税込）} = (24,500 \text{円} - \text{平均燃料価格}) \times ((3) \text{の基準単価} / 1,000)$$

(ロ) 1トン当たりの平均燃料価格が24,500円を上回る場合

$$\text{燃料費調整単価（税込）} = (\text{平均燃料価格} - 24,500 \text{円}) \times ((3) \text{の基準単価} / 1,000)$$

ハ 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

(イ) 各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、(ロ)および(ハ)の場合を除き、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の5月の検針日から6月の検針日の前日までの期間
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の6月の検針日から7月の検針日の前日までの期間
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の7月の検針日から8月の検針日の前日までの期間
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の8月の検針日から9月の検針日の前日までの期間
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の9月の検針日から10月の検針日の前日までの期間
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間

間	間
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間
毎年8月1日から10月31日までの期間	その年の12月の検針日から翌年の1月の検針日の前日までの期間
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の1月の検針日から2月の検針日の前日までの期間
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の2月の検針日から3月の検針日の前日までの期間
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の3月の検針日から4月の検針日の前日までの期間
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間）	翌年の4月の検針日から5月の検針日の前日までの期間

- (ロ) 記録型計量器により計量する場合で、当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは、(ハ)の場合を除き、各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、(イ)に準ずるものといたします。この場合、(イ)にいう検針日は、計量日といたします。
- (ハ) 検針日が毎月初日のお客さまについては、各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、(イ)に準ずるものといたします。この場合、(イ)にいう各月の検針日は、その月の翌月の初日といたします。

## ニ 燃料費調整額

燃料費調整額は、その1月の使用電力量にロによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

### (3) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

高压のお客さま

1キロワット時につき	41 銭 8 厘
------------	----------

特別高压のお客さま

1キロワット時につき	40 銭 9 厘
------------	----------

## 2 契約負荷設備の総容量の算定

- (1) 差込口の数と電気機器の数が異なる場合は、次によって算定された値にもとづき、契約負荷設備の総容量を算定いたします。

### イ 電気機器の数が差込口の数を上回る場合

差込口の数に応じた電気機器の総容量（入力）といたします。この場合、最大の入力の電気機器から順次対象といたします。

### ロ 電気機器の数が差込口の数を下回る場合

電気機器の総容量（入力）に電気機器の数を上回る差込口の数に応じて次によって算定した値を加えたものといたします。

- (イ) 住宅、アパート、寮、病院、学校および寺院

1 差込口につき 50 ボルトアンペア

- (ロ) (イ)以外の場合

1 差込口につき 100 ボルトアンペア

- (2) 契約負荷設備の容量を確認できない場合は、同一業種の1回路当たりの平均負荷設備容量にもとづき、契約負荷設備の総容量（入力）を算定いたします。

## 3 負荷設備の入力換算容量

- (1) 照明用電気機器

照明用電気機器の換算容量は、次のイ、ロ、ハおよびニによります。

### イ けい光灯

	換算容量	
	入力（ボルトアンペア）	入力（ワット）
高力率型	管灯の定格消費電力（ワット）×150パーセント	管灯の定格消費電力（ワット）×125パーセント
低力率型	管灯の定格消費電力（ワット）×200パーセント	

ロ ネオン管灯

2次電圧 (ボルト)	換算容量		
	入力 (ボルトアンペア)		入力 (ワット)
	高力率型	低力率型	
3,000	30	80	30
6,000	60	150	60
9,000	100	220	100
12,000	140	300	140
15,000	180	350	180

ハ スリムラインランプ

管の長さ (ミリメートル)	換算容量		
	入力 (ボルトアンペア)		入力 (ワット)
	高力率型	低力率型	
999 以下	40		40
1,149 以下	60		60
1,556 以下	70		70
1,759 以下	80		80
2,368 以下	100		100

ニ 水銀灯

出力 (ワット)	換算容量		
	入力 (ボルトアンペア)		入力 (ワット)
	高力率型	低力率型	
40 以下	60	130	50
60 以下	80	170	70
80 以下	100	190	90
100 以下	150	200	130
125 以下	160	290	145
200 以下	250	400	230
250 以下	300	500	270
300 以下	350	550	325
400 以下	500	750	435
700 以下	800	1,200	735
1,000 以下	1,200	1,750	1,005

(2) 誘導電動機

イ 単相誘導電動機

- (イ) 出力が馬力表示の単相誘導電動機の換算容量 (入力 [キロワット]) は、換算率 100.0 パーセントを乗じたものといたします。
- (ロ) 出力がワット表示のものは、次のとおりといたします。

出力 (ワット)	換算容量		
	入力 (ボルトアンペア)		入力 (ワット)
	高力率型	低力率型	
35 以下	—	160	出力 (ワット) × 133.0 パーセント
45 以下	—	180	
65 以下	—	230	
100 以下	250	350	
200 以下	400	550	
400 以下	600	850	
550 以下	900	1,200	
750 以下	1,000	1,400	

ロ 3相誘導電動機

契約負荷設備	換算容量 (入力 [キロワット])
低圧誘導電動機	出力 (馬力) × 93.3 パーセント
	出力 (キロワット) × 125.0 パーセント
高圧誘導電動機	出力 (馬力) × 87.8 パーセント
	出力 (キロワット) × 117.6 パーセント

- (3) レントゲン装置  
 レントゲン装置の換算容量は、次によります。なお、レントゲン装置が2以上の装置種別を兼ねる場合は、いずれか大きい換算容量といたします。

装置種別（携帯型および移動型を含みます。）	最高定格管電圧 （キロボルトピーク）	管電流 （短時間定格電流） （ミリアンペア）	換算容量（入力） （キロボルトアンペア）	
治療用装置			定格1次最大入力（キロボルトアンペア）の値といたします。	
診察用装置	95 キロボルトピーク以下	20 ミリアンペア以下	1	
		20 ミリアンペア超過 30 ミリアンペア以下	1.5	
		30 ミリアンペア超過 50 ミリアンペア以下	2	
		50 ミリアンペア超過 100 ミリアンペア以下	3	
		100 ミリアンペア超過 200 ミリアンペア以下	4	
		200 ミリアンペア超過 300 ミリアンペア以下	5	
		300 ミリアンペア超過 500 ミリアンペア以下	7.5	
		500 ミリアンペア超過 1,000 ミリアンペア以下	10	
		95 キロボルトピーク超過 100 キロボルトピーク以下	200 ミリアンペア以下	5
			200 ミリアンペア超過 300 ミリアンペア以下	6
			300 ミリアンペア超過 500 ミリアンペア以下	8
			500 ミリアンペア超過 1,000 ミリアンペア以下	13.5
		100 キロボルトピーク超過 125 キロボルトピーク以下	500 ミリアンペア以下	9.5

	ーク 以下	500 ミリアンペア超 過 1,000 ミリアンペア 以下	16
	125 キロボルトピーク 超過 150 キロボルトピ ーク以下	500 ミリアンペア以 下	11
		500 ミリアンペア超 過 1,000 ミリアンペ ア以下	19.5
蓄電器放電式 診察用装置	コンデンサ容量 0.75 マイクロファラッド以 下		1
	0.75 マイクロファラッド超過 1.5 マイクロフ アラッド以下		2
	1.5 マイクロファラッド超過 3 マイクロファ ラッド以下		3

(4) 電気溶接機

電気溶接機の換算容量は、次の算式によって算定された値といたします。

- イ 日本工業規格に適合した機器（コンデンサ内蔵型を除きます。）の場合  
 入力（キロワット）＝最大定格 1 次入力（キロボルトアンペア）×70 パーセント
- ロ イ以外の場合  
 入力（キロワット）＝実測した 1 次入力（キロボルトアンペア）×70 パーセント

(5) その他

- イ (1), (2), (3) および (4) によることが不適当と認められる電気機器の換算容量（入力）は、実測した値を基準としてお客さまと当社との協議によって定めます。ただし、特別の事情がある場合は、定格消費電力を換算容量（入力）とすることがあります。
- ロ 動力と一体をなし、かつ、動力を使用するために直接必要であって欠くことができない表示灯は、動力とあわせて 1 契約負荷設備として契約負荷設備の容量（入力）を算定いたします。
- ハ 予備設備であることが明らかな電気機器については、契約負荷設備の容量の算定の対象といたしません。

4 契約受電設備容量の算定

単相変圧器を結合して使用する場合の契約受電設備の群容量（キロボルトアンペア）は、次の算式によって算定された値といたします。

- (1) ΔまたはY結線の場合  
 群容量＝単相変圧器容量（キロボルトアンペア）×3
- (2) V結線（同容量変圧器）の場合  
 群容量＝単相変圧器容量（キロボルトアンペア）×2×0.866
- (3) 変則V結線（異容量変圧器）の場合  
 群容量＝電灯電力用変圧器容量（キロボルトアンペア）－電力用変圧器容量（キロボルトアンペア）＋電力用変圧器容量（キロボルトアンペア）×2×0.866

5 契約電力の算定方法

臨時電力および農事用電力のお客さまで、契約電力が 500 キロワット未満の場合の契約電力は、次の(1)の値と(2)の値のうち、いずれか小さいものといたします。

(1) 契約負荷設備によってえた値

契約負荷設備の各入力（出力で表示されている場合等は、別表 3 [負荷設備の入力換算容量] によって換算するものといたします。）についてそれぞれ次のイの係数を乗じてえた値の合計にロの係数を乗じてえた値といたします。なお、電灯または小型機器について差込口の数と電気機器の数が異なる場合は、契約負荷設備の入力を別表 2 [契約負荷設備の総容量の算定] (1)（この場合、1 ボルトアンペアを 1 ワットとみなします。）に準じて算定いたします。また、動力について電気機器の試験用に電気を使用される場合等特別の事情がある場合は、その回路において使用される最大電流を制限できるしゃ断器その他の適当な装置をお客さまに施設していただき、その容量を当該回路において使用される負荷設備の入力とみなします。この場合、その容量はハによって算定し、ロの係数を乗じないものといたします。

イ 契約負荷設備のうち

最大の入力のものから	最初の 2 台の入力につき	100 パーセント
	次の 2 台の入力につき	95 パーセント



	上記以外のものの入力につき	90パーセント
--	---------------	---------

ただし、電灯または小型機器は、その全部を1台の契約負荷設備とみなします。

ロ イによってえた値の合計のうち

最初の6キロワットにつき	100パーセント
次の14キロワットにつき	90パーセント
次の30キロワットにつき	80パーセント
次の100キロワットにつき	70パーセント
次の150キロワットにつき	60パーセント
次の200キロワットにつき	50パーセント
500キロワットをこえる部分につき	30パーセント

ハ 負荷設備の入力をその回路において使用される最大電流を制限できるしゃ断器その他の適当な装置の定格電流により算定する場合は、次によります。

- (イ) その回路の電気方式および電圧が交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトの場合  
主開閉器の定格電流(アンペア)×電圧(ボルト)×1/1,000  
なお、交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトの場合の電圧は、200ボルトといたします。
- (ロ) その回路の電気方式および電圧が交流3相3線式標準電圧200ボルトの場合  
主開閉器の定格電流(アンペア)×電圧(ボルト)×1.732×1/1,000

(2) 契約受電設備によってえた値

契約受電設備の総容量(単相変圧器を結合して使用する場合は、別表4〔契約受電設備容量の算定〕によって算定された群容量によります。)と受電電圧と同位の電圧で使用する契約負荷設備の総入力(出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表3〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。)との合計(この場合、契約受電設備の総容量については、1ボルトアンペアを1ワットとみなします。)に次の係数を乗じてえた値といたします。

最初の50キロワットにつき	80パーセント
次の50キロワットにつき	70パーセント
次の200キロワットにつき	60パーセント
次の300キロワットにつき	50パーセント
600キロワットをこえる部分につき	40パーセント

ただし、次の変圧器は、契約受電設備の総容量の算定の対象といたしません。

- イ 2次側に契約負荷設備が直接接続されていない変圧器
- ロ 2次側に受電電圧と同位の電圧で使用する契約負荷設備が接続されている変圧器
- ハ 電圧を契約負荷設備の使用電圧と同位の電圧に変更する変圧器の2次側に接続されている変圧器(ロに該当する変圧器の2次側に接続されている変圧器を除きます。)
- ニ 予備設備であることが明らかな変圧器